

令和 3 年 9 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

報 告

第 3 号 権利の放棄について

・・・ 1

権利の放棄について

1 令和2年度 債権管理条例により放棄した債権の概要

令和2年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料、の2科目、44人分 607,920円であり、各債権担当課は、企画政策課の1課となっている。

放棄理由の内訳は

ケーブルテレビ使用料として

条例第12条第1項第1号該当分として、時効満了によるものが39人分498,480円である。

インターネット使用料として

条例第12条第1項第1号該当分として、時効満了によるものが5人分109,440円である。